

中土佐町町有施設（旧「鯉乃國の萬屋」）活用提案
仕様書

1. 事業の目的

中土佐町では、提案者の持つノウハウによって旧鯉乃國の萬屋（以下「当該施設」という）の有効的な活用を通じ、地域食の活性化を図る。また、こどもセンター、ふれあい広場、図書室、バスケットボール・テニス施設等で子育て世帯や町内外の方に利用してもらえるような施設整備を行っていることから立ち寄って休憩できるスペースとして飲食業の出店を目指している。

2. 事業の概要

- (1) 施設名称 町有施設（旧「鯉乃國の萬屋」） 高岡郡中土佐町久礼 6551 番地 8
- (2) 賃貸借の期間 契約締結の翌日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3. 事業の内容

以下の事業について提案し履行すること。なお、事業の目的を達成するために、施設運営に係る協賛（資金または物品）の募集のほか、施設使用料、販売収入などの収入を得ることは妨げない。

(1) 関係人口創出に資するスペース

町民だけでなく広く観光客など町への滞在者が立ち寄り飲食が~~ること~~のできる空間となる提案。

(2) 子育て世代の家族や滞在者の定住に資するスペース

人口減少が進む本町において、子育て世代の家族や滞在者が定住のために必要な情報や知識を得ることのできる空間となる提案

4. 施設及び敷地の使用料

年間 308,000 円（駐車場代含む）

（ただし、施設使用に係る光熱水費等については、受託者が負担する。使用料納付の方法については、契約締結後、中土佐町と借受人の協議により決定する。）

5. 留意事項

- (1) 当該施設の第三者への転貸借は、これをすべて禁止する。
- (2) 町の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により当該施設の使用が困難になり損害が生じる場合においても、町に対しその賠償を請求することができないものとする。また、提案者の責めに帰する事由により町または第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償すること。
- (3) 当該施設の老朽化を原因とする修繕または改修については、町がその責を負うものとし、提案者との協議により適切な対応を行う。ただし、破損・汚損など当該施設の通常利用において発生した修繕または改修については、提案者の責任により対応すること。